

平成24年10月10日

市民局長、部長、局長 宛

市長

平成25年度予算編成方針について（通知）

国の財政・経済

現在の我が国の経済情勢は、内閣府発表の8月の月例報告において、東日本大震災の復興需要等を背景に緩やかに回復しつつあるとされているものの、その先行きについては、欧州政府の債務危機等によりさらなる世界景気の下振れや金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリスクになっているとも指摘されている。

また、国の財政面に目を向ければ長期債務残高が増加の一途を辿る上、少子高齢化社会における社会保障費の負担増が懸念されるほか、ねじれ国会に起因する不安定な国政に加え、次期衆院選の動向など非常に先行きが不透明な状況にある。

地方を取り巻く状況

一方で、地方においては、福祉や教育、消防や道路・河川の社会基盤整備など住民に密接した行政は、その多くを地方公共団体が基礎自治体としてその役割を担っており、さらに地方分権一括法による地方への権限移譲等が増えていく中で、常に、住民の安全・安心を基本に責任あるよりよい行政サービスの提供が求められている。

さらに、近年は人口減少時代を迎え、税収の伸び悩みによる収入減や社会保障費の増加、過疎化対策など地域の抱える課題は山積しており、地方を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。

宍粟市の取り組み及び方針

こうした中、宍粟市においてはここ数年、国債発行による地方交付税額の確保等により、結果として財政調整基金の取り崩しを行わない財政運営が行えているものの、平成23年度決算における健全化指標は、実質公債費比率が19.9%、将来負担比率が180.7%といずれも前年度から僅かに改善したとはいえ、依然、県内41市町でワースト5以内に位置しているほか、経常収支比率の悪化や税を中心とする徴収率が低下し滞納額が12億円を超えるなど、財政状況は決して健全であるとは言えない。

さらに、今後、普通交付税等の合併に対する優遇措置がなくなれば、現状のままでは大幅な財源不足が生じることは明らかであり、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立のためには、昨年度制定した自治基本条例の理念のもと、現在の状況、今後の見通し、さらには将来の宍粟市のあるべき姿について市民、議会、行政がともに認識を共有し、議論や検討を重ね、今後の宍粟市において真に必要な行政サービスを見極める中で、歳出規模の総額抑制をおこなっていくことが必要不可欠となっている。

このような中、平成25年度の予算編成にあたっては、まず全職員がこのことを念頭に置きつつ、自治基本条例の理念である市民が主体となったまちづくりを推進することを基本として、今年度の重点テーマであった「**環境、観光、地域力**」について、さらに次のステップへと施策の展開を図るとともに、「このまちに住んでよかった」、「住み続けたい」と誰もが思えるまちづくりを進めるためには、子育て世代をはじめみんなが「安心」して暮らせ、災害対策のみならず街が「安全」であること、そして高齢者が健康であり、地域や経済・産業などあらゆる面が「元気」であることが大切であり、新年度については特に、この『**安心・安全のまちづくり、元気づくり**』について積極的に推進することとする。

このほか、総合計画に掲げる6つの施策を柱に市の将来像である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の実現に向け、産業の振興や福祉の充実、活力ある地域づくりや人づくりに係る施策など、それぞれまちづくり指標に掲げる目標達成のための施策を推進するため、限られた財源の中で、効率的かつ効果的に財源を配分することにより、市が抱える課題解決に向け果敢に取り組むこととする。

いずれにしても、全職員が上記方針に基づき市民目線による施策立案に努めることはもちろんのことであるが、一方、普通交付税の一本算定を見越し持続可能な行財政運営に向け、経常経費の縮減の取り組みの継続や事務事業の見直しを積極的に行う必要があることは言うまでもない。

よって、平成25年度予算における新規・拡充事業の財源については、原則として、現行の事業の見直しなどから捻出するものとし、その他の事業についても真に住民にとって必要な事業か否かの視点で見直しを行うものとする。

また、限られた財源をどのように創意工夫し、安全・安心を中心とした市民生活を保障する施策に結びつけることができるかが、今、最も私たちに求められていることであるので、財政健全化への意識を研ぎ澄ませ、積極的な発想で臨むこと。

そのため、各市民局・部・局長にあっては、効率的な行財政運営を基本にあらゆる角度から既存事業の見直しを図ったうえで、平成25年度の各部局の方針を決定するとともに、予算の編成にあたっては、昨年度実施した若手職員から幹部職員まで全職員による議論と調整を図ることについては、本年度においても引き続き行うこととするため、一層、職員の意識改革と英知の結集を図り、結果としてまちづくりの成果が目に見える予算となるよう留意すること。